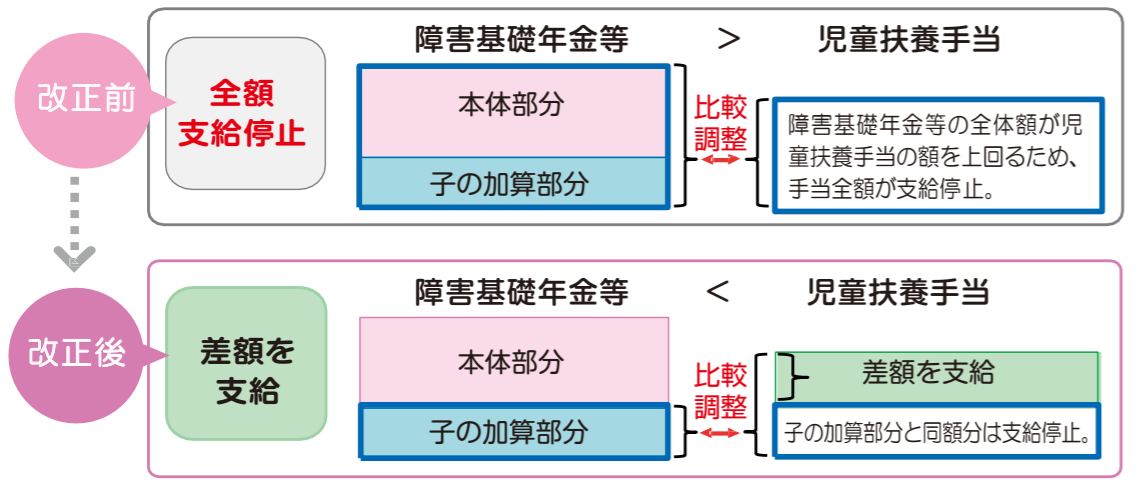


児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

▶これまで、障害基礎年金等^(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

^(※1)国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。



▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方(障害基礎年金等を受給していない方)^(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

^(※2)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方。

支給制限に関する所得の算定が変わります

▶児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い^(※3)があります。

^(※3)支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

▶令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等^(※4)が含まれます。

^(※4)障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

- 手当を受給するための手続き**
- ◆既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
 - ◆それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても事前申請は可能です。
- 支給開始月**
- ◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
 - ◆令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

お問い合わせ先 役場保健福祉課福祉係 ☎(62)4473

障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から「手当額の算出方法」と「支給制限に関する所得の算定方法」が変更されます。

小学校で租税教室



令和2年12月18日(金)、清水町小学校6年生42名を対象に「租税教室」が開催されました。

授業では役場税務係職員が先生となって生活に身近な消費税のことや、小中学校の活動に使われる教育費や給食費が税金によって賄われていること、アニメ「もしも税金がなくなったら社会はどうなるのか」を見ながら税金について勉強しました。

現金1億円の重さを当てるクイズでは児童の皆さんが模造された1億円分のお札を実際に持ち上げるなどして重さを体感しました。

斜里警察署長より感謝状

2年連続交通死亡事故ゼロ達成



令和3年2月2日(火)、斜里警察署の管内3町が令和元年から令和2年にかけて2年連続で交通死亡事故ゼロを達成し、これに尽力したとして清水町交通安全町民運動推進協議会(久保弘志会長)に感謝状が贈られました。

北海道北見方面斜里警察署では、交通安全活動を推進する団体・個人を対象に感謝状を贈呈しており、清水町役場で田畑貴成署長より協議会に感謝状が贈呈されました。

引き続き、交通安全への取り組みにご協力をお願いします。

本気出すぞ！放課後学習サポート事業

受験生の学力アップへ



受験を控えた清水中学校3年生の学力アップをめざす学習支援事業「本気出すぞ！放課後学習サポート事業」の閉講式が2月18日に行われました。

本年度は、新型コロナウイルスの影響から例年より2ヶ月早い9月に開講。全33回実施し、延べ613名の生徒が受講しました。

放課後の空き教室で授業に臨んだ受講生徒の皆さんは、講師の先生から熱心な指導を受けながら、苦手分野の克服などを通じて学力のステップアップを図り、志望校への合格に向けて「確かな手応えをつかんだ様子でした。

閉講式の様子